

一一ノ二、住僧追放の藤堂藩の口上

出典 笠置寺所蔵の原本

解説 笠置寺が藤堂藩の支配下に入ってから藤堂藩との確執に対し、藤堂藩から出状された口上。藤堂藩の記録（宗国史）にもこれの原稿と見られるものが残されているが、実際に笠置寺に手渡された口上書きでは内容に追加が見られ、記述が詳細かつ厳しくなっている。

領下の寺並に処遇する藩の方針に対し、後鳥羽上皇をはじめとして過去に承けたいろいろな特典をもって藩に立ち向かうが、既に過去の栄光は武家の前には通じず、任職の追放などの強攻策に遭う笠置寺の姿が浮かび上がる。

この口上は任職慶尊の時代（大正時代）には知られていたが、その後行方不明となっていたものであるが、平成十五年、毘沙門天堂改築のため旧堂を取り壊した際に発見された。なお宗国史は津藩の藩史。永保記事略、庁事類編と共に津藩の三大史書といわれている。

原文

南笠置村之多門院、知足院^江口上之覚

一元和五年^ニ大和山城之内五万石拝領

被成（注一）

公方様御代々之御判物（注二）御頂戴

其御目録^ニ山城国相楽郡小物成（注三）迄

御書載被成候笠置之郷も全其

拝領之内^ニ而候笠置寺之境内各別と

有之儀一円無之候依之六十

四年以来笠置寺^{ヨリ}

御公儀御礼之儀は不及申假初之

御公儀之勤一向不仕此方役人共

此方領下之寺並^ニ支配仕来候事

一笠置寺ハ旧跡故本堂を立被遣

山林境内寄付并寺領高拾五石

其外修理料掃除料鐘つき料^ニ

田畠附置境内も先年論議之上

役人共相改絵図^ニ印をおし明白^ニ

定置境内之竹木之代銀年々

壹貫貳三百目程宛も五坊^江分

取申候様^ニ申付候（注四）右之外坊主共

持高之田地拾五石餘有之候年々

笠置百姓並ニ年貢米はかり

其作徳もよほと有之候事

一従前々坊主共之内不義不道之者

七八人も下山申付候間多門院之

先住共智盛 頼順 良順 知足院之

先住長運右之者共或ハ女犯

或ハ不義諛議之上役人より急度

下山申付候事

一笠置寺ハ里をはなれ山上ニ有之

故甲乙人（誰彼の人）引こめ置申し時ハ

御公儀おもく思召ニ付前々ヨリ

役人共ニ重々入念申し候得と仰付候

依之住持かはりの時ハ笠置の大庄屋（注五）

小庄屋共其坊主の親類共師匠

相改役人エ直断ニも相断又は

書付ヲ以も申達役人之下知次第ニ

坊主すゑ来候先役人ヨリ住持替リ

下知之書付数通庄屋共手前ニ有之候

多門院知足院七年前入寺之時も

笠置之大庄屋小庄屋并肝煎（村役人）申者

先役西嶋八兵衛（注六）ニ直ニ相断、下知を

請すゑ申候事無紛候先役西嶋八兵衛

より当役玉置甚三郎（注七）方ハ遣候書附ニ

笠置寺ハ一方口（出入りが一ヶ所）之嶮難ニ而人倫（人間）を

はなれ申候山寺ニ候間常々眼を付

甲乙人入籠不申候様ニ先和泉守様

拝領被成候已来被仰付候坊主共

我ま、仕先年も本堂廻り山の

かさりの大木を伐取其外山林

境内の竹木我ま、ニ売取寺物

なども盗売案内なしニ立退申

坊主共有之故或ハ寺領を押へ

或ハ不義ふ道の坊主共往々ニ七

八人も下山申付候其以後住持かわり

の時は大庄屋小庄屋ニ僧の由緒を

為相改性成者を聞届後住すゑ

来候間我まゝ不仕様ニ仕置尤ニ候と

八兵衛判形の書附有之候宗旨改

已下笠置寺も此方領下村々之

寺並ニ少も不替改来申候其上

先役人共前々ヨリ住持替之時ハ

役人江相断可申旨村々江之法度

書ニも書載四年以前ニも猶以入念

書付ニ而此方領下江申触候事

一当正月不動院死去の刻不動院之

親類共一人もよせ付不申坊主共

寺物を令支配所之者共ニも無断

他所ヨリ正月追付(すぐ)に坊主を入二月

十九日ニ繼目之札之由ニ而役人江参候へとも

先例も国法も違背之故逢不申候

其後不動院暫時下山可申付候

僧之由緒聞届別儀無之候ハゝ入寺

可申付候左候へハ国法も先例も立

不動院も入寺仕候間其通可仕之旨

役人申付候処ニ一向不用之京都

御奉行所江参五百年已前之

後鳥羽院之時之及千石境内之

旧記並并板倉伊賀守殿慶長九年之

書附七十九年前之儀(注八)など申立

訴状差上候其留守之内ニ時分

不相応之竹を大分為伐山を荒し

申仕方狼藉ニ候事

一其後津江参采女方迄訴状

差上候ニ付(注九)相談之上以書付段々

申聞重々不届千万ニ候得共僅ニ

六七年以来住山仕不弁(言葉遣い)古例(慣例)

公儀不案内之山僧共ニ候間此度ハ

令赦免候自今以後堅国法を相守

穩便ニ住山可仕候此上ニも忝成儀

申候は立 御耳急度可申付之旨

申渡候処ニ五百年前之境内

七十九年前之 板倉伊賀守殿之書付
之儀申立其上国法も先例も一向
用申間敷之旨申つものり候^ニ付
訴状并右之段々立御耳候^ニ
訴へ申事有之とて先采女方^江
可申奉儀^ニ候一往之断もなく寺領
拝領仕此方領下^ニ居なから差越
京都 御奉行所^江訴状差上
申事不届千万^ニ被思召候其上^ニモ
家老共加憐愍自今以後国法を
相守候て可令赦免之旨申聞候^ニ
一向承引不仕弥忝申つものり候
里をはなれ山上^ニ有之候寺^ニ候
御公儀おもく被思召候^ハ、甲乙人
引こめ置可申事無御心元被思召候
故役人共^ニもかたく念入被 仰付候
拝領被成六十四年已来支配仕来候
段々委申聞候^ハ共
御公儀之御事も一向恐不申候
坊主共之儀^ニ候へは以来如何様之企
可仕哉と被 思召候^ニ付張本人
多門院
知足院
下山被 仰付候出家^ニ不似合不届
者と被 思召候間向後此方領下^江
足をもふみ込申間敷候以上

戊(注十一)

九月四日

服部織部(注十)

藤堂四郎右衛門

藤堂長門

藤堂采女(注十二)

注一、関ヶ原の戦いでは東軍に属し、その大功によって家康の篤い信任を受けた藤堂高虎は伊予の城主を経て慶長十三年(一六〇八年)伊勢に転封となった。高虎は伊賀上野、津の両城を改修し、大坂冬の陣、夏の陣で更に大きな功績を挙げ、三十二万石の大名となり、元和五年(一六一九

年)には所領の伊勢田丸領五万石と引き替えに山城国相楽郡、大和国添上・山辺・十市三郡五万石の領主ともなり、笠置寺を領下の寺としてその支配下におさめることとなったもの

注二、花押の据えられた文書

注三、田畑以外に賦課される雑税の総称、主として山林、河川に課される

注四、藤堂藩大和山城奉行日記のうち延宝三年(一六七五年)の「覚」に詳細あり。別史料

注五、大庄屋、小庄屋とも藤堂藩における末端の支配組織で伊賀国には八、十名程度いた。

注六、西島之友(慶長元年〜延宝八年 一五九六年〜一六八〇年)、八兵衛は通称。「木且子」の俳名を持つ。高虎に近習として仕え土木の術に秀で城の改修、用水池の建築、各種災害の復旧などに実績をあげた。慶安元年(一六四八年)城和加判奉行、延宝五年(一六七七年)隠居。

注七、生年不詳、元禄六年(一六九三年)没。藤堂藩加判奉行。藩きつての名奉行といわれ文武両道に秀でた逸材。第二代藩主高次に近侍。延宝五年八月より城和奉行。

注八、別資料正保版笠置寺縁起(別史料 一ノ二ノ二)に「慶長九年(一六〇四年)九月十六日ニ板倉伊賀守殿御参詣有而山林竹木御寄付したる者也」と板倉伊賀守による寄付の経緯あり

注九、永保記事略、天和二戊(一六八二年)七月三日の条に

笠置山寺僧兩人願の筋に付き采女方へ罷り越し候の事

△笠置山の竹伐り候に付き願の筋也

△六月にも三ヶ寺、津へ出候事

△九月に申し達の筋これ有り

と記す。別史料

注十、藤堂藩江戸家老

注十一、藤堂藩の宗国史によれば、天和二年(一六八二年)である

注十二、藤堂采女家は本姓保田氏。慶長十一年藩主高虎より藤堂姓を下賜されて采女を称し、寛永十七年伊賀上野の城代家老に任ぜられ、以後代々采女と称して伊賀城代家老を歴任した。

出典 ①笠置寺所蔵の原本をもとに

②宗国史（上野市古文献刊行会）の史料を参考にした。

解説 笠置寺が藤堂藩の支配下に入ってから藤堂藩との確執に対し、藤堂藩から出状された口上。藤堂藩の記録（宗国史）にもこれの原稿と見られるものが残されているが、実際に笠置寺に手渡された口上書は内容に追加が見られ、記述が詳細かつ厳しくなっている。領下の寺並に処遇する藩の方針に対し、後鳥羽上皇をはじめとして過去に承けたいろいろな特典をもって藩に立ち向かうが、既に過去の栄光は武家の前には通じず、任職の追放などの強攻策に遭う笠置寺の姿が浮かび上がる。

この口上は任職慶尊の時代（大正時代）には知られていたが、その後行方不明となっていたものであるが、平成十五年、毘沙門天堂改築のため旧堂を取り壊した際に発見された。なお宗国史は津藩の藩史。永保記事略、庁事類編と共に津藩の三大史書といわれている。

原文

南笠置村之多門院、知足院江口上之覚（②は御仕置之事）

一元和五年二大和山城之内五万石拝領被成、公方様御代々之（②は「之」なし）御判物御頂戴其御目録ニ山城国相楽郡小物成迄御書載被成候、笠置之郷も全其拝領之（②は地）内ニ而候（②は「候なし」）、笠置寺之境内各別と有（②は「有」なし）之儀一円無之候、依之六十四年以来笠置（②は「寺」なし）寺ヨリ御公儀御札之儀は不及申、假初之御公儀（②は「御公儀之」なし）之勤一向不仕、此方役人共此方領下之寺並ニ支配仕来候事、

一笠置寺ハ旧跡故、本堂を立、被遣山林境内寄付并寺領高拾五石其外修理料掃除料鐘つき料ニ田畠附置、境内も先年論議之上、役人共相改絵図ニ印をおし、明白ニ定置、境内之（②は「之」なし）竹木之代銀、年々（②は「ニ」なし）老貫弍三百目程宛も五坊江分取申候様ニ申付候、右之外坊主共持高之田地拾五石餘有之候、年々笠置百姓並二年貢米（②は「米」なし）はかり其作徳もよほと（②は「余程」）有之候事

一従前々坊主共之内不義不道之者七八人も下山申付候間（②は「則」）、多聞院之先住共智盛、頼順、良順、知足院之先住長運、右之者共或ハ女犯或ハ不義論議之上、役人より急度下山申付候事、

一笠置寺ハ里をはなれ山上ニ有（②は「在」）之故、甲乙人（誰彼の人）引こめ（②は「込」）置申し時ハ御公儀おもく（②は「重々」）思召（②は「候」あり）ニ付、前々ヨリ役人共ニ重々入念申し候得と（②は「被」あり）仰付候、依之住持かはりの（②は「替之」）時ハ笠置の大庄屋、小庄屋共、其坊主の親類共、師匠相改、役人エ直断ニも相断又は書付ヲ以も申達、役人之下知次第二坊主すゑ（②は「へ」）来候、先役人ヨリ住持替リ（②は「三」なし）下知之書付数通、庄屋共手前ニ有之候、多聞院、知足院、七年前入寺之時も笠置之大庄屋、小庄屋并肝煎（村役人）申者、先役西嶋八兵衛ニ直ニ相断、下知を請（②は「受」）すゑ申候事無紛候、先役西嶋八兵衛より当役玉置甚三郎方へ遣候書附ニ、笠置寺ハ一方口

(出入りが一ヶ所)之嶮難(嶮しいこと)ニ而、人倫(人間)をはなれ申(②は「申なし」)候山寺ニ候間、常々(②は「々」なし)眼を付、甲乙人入籠(②は「込」)不申候様ニ、先和泉守(②は「守」なし)様拝領被成候已(②は「以」)来、被仰付候坊主共我ま、(②は「俣」)仕、先年も本堂廻り、山のかさりの大木を伐取、其外山林境内の竹木我ま、(②は「俣」)ニ売却、寺物など(②は「杯」)も盗売、案内なしニ立退申坊主共有之故、或ハ寺領を押へ、或ハ不義ふ(②は「無」)道の坊主共往々(②は「往々」なし)ニ七八人も(②は「も」)なし)下山申付候、其以後住持かわりの時は大庄屋、小庄屋ニ僧の由緒を為相改性成者を聞届、後住すゑ来候間、我ま、不仕様ニ仕置尤ニ候と八兵衛判形の書附有之候、宗旨改已下笠置寺も此方領下村々之寺並ニ少も不替改来申候、其上先役人共前々ヨリ住持替之時ハ役人江相断可申旨、村々江之法度書ニも書載、四年以前ニも猶以入念書付ニ而此方領下江申触候事(②は「下山申付候」のあとこの文なく、代わりに「様子とかく我俣不仕候様ニ仕置尤ニ候と八兵衛判形の書附有之候」が入る)

一当正月、不動院死去の刻、不動院之親類共一人もよせ付不申、坊主共寺物を令支配所之者共ニも無断、他所ヨリ正月追付(すぐに)坊主を入、二月十九日ニ繼目之札之由ニ而役人江参候へとも、先例も国法も違背之故、逢不申候、其後、不動院暫時下山可申付候、僧之由緒(ゆかり)聞届、別儀無之候ハ、入寺可申付候、左候へハ国法も先例(②は「先例」なし)も立、不動院も入寺仕候間、其通可仕之旨役人(②は「役人」なし)申付候処ニ、一向不用之、京都御奉行所江参、五百年已前之後鳥羽院之時之及千石、境内之旧記並并板倉伊賀守殿慶長九年之書附、「七十九年前之儀」など(「内は②になし)申立、訴状差上候、其留守之内ニ時分不相応之竹を大分為伐、山を荒し申仕方狼藉ニ候事

一其後津江参、采女方迄訴状差上候ニ付、相談之上、以書付段々申聞、重々不届千万ニ候得共、僅ニ二六七年以来住山仕、不弁(言葉遣い)古例(慣例)、公儀不案内之山僧共ニ候間、此度ハ令赦免候、自今以後、堅国法を相守、穩便ニ住山可仕候、此上ニも忝成儀申候は立御耳急度可申付之旨申渡候処ニ、五百年前之境内、七十九年前之板倉伊賀守殿之書付之儀申立、其上国法も先例(②は「先例」なし)も一向用申間敷之旨、申つゝのり候ニ付、訴状并右之段々立、御耳候処ニ、訴へ申事有之とて先采女方江可申候儀ニ候、一往之断もなく、寺領拝領仕此方領下ニ居ながら、差越京都、御奉行所江訴状差上申事、不届千万ニ被思召候、其上ニモ家老共、加憐愍自今以後国法を相守りて、今般先之旨申聞処ニ一向承引不仕、弥忝申つゝのり候、里をはなれ、山上ニ有之候寺ニ候、御公儀おもく被思召候ハ、甲乙人引こめ置可申事、無御心元被思召故、役人共ニもかたく念入被仰付候、拝領被成六十四年已来、支配仕事候、段々委申聞候へ共、御公儀之御事も一向恐不申候坊主共之儀ニ候へは以来如何様之企可仕哉と被思召候ニ付、張本人

多門院

知足院

下山被仰付候、出家ニ不似合、不届者と被思召之間、向後此方領下江足をもふみ込申間敷候以上

(これに続き②には「以上多門院知足院へ口上之趣也」が入る)

戊(注十一) 九月四日

服部織部

藤堂四郎右衛門

藤堂長門

藤堂采女

②の最終段落は次の通りである。

一其後津江参、采女方迄訴状差上候ニ付、相談之上、以書付段々申聞、重々不届千万ニ候得共、僅二六七年以来住山仕、不弁古例、公儀不案内之山僧共ニ候間、此度ハ令赦免候、自今以後、堅国法を相守、穩便ニ住山可仕候、此上ニも忝成儀申候は立御耳急度可申付候旨申渡候処、五百年前之境内、七十九年前之板倉伊賀守殿書付之事申立、国法も一向用申間敷之旨、申募候ニ付、訴状并右之段達御耳候処、訴申候者、山上ニ在、里をはなれ候寺故、御公儀おもく思召候得は、甲乙人引込置可申事、無御心元被思召候故、以来如何様成企可仕哉と思召候ニ付、張本人多聞院、知足院下山被仰付候、出家ニ不似合、不届者ニ候間、向後此方領下へ足をもふみ込申間敷也、
以上多門院知足院へ口上之趣也

天和二年九月四日

となつている。